

- 第十六條ノ救済額ノ範圍内ノ金額ヲ見舞金トシテ贈與スルコトヲ得ルモノトス
- 第二十條 組合員カ創傷又ハ疾病ノ爲メニ職ニ堪エスシテ退職シタル場合ニハ金貳拾圓ヲ救済ス
- 第二十一條 準組合員カ創傷又ハ疾病ノ爲メ職ニ堪ヘスシテ退職シタル場合ニハ金五圓ヲ救済ス
- 第二十二條 組合員カ三ヶ年以上組合費ヲ繼續納付シタル者ニシテ自己ノ都合ニ依リ退職シタル場合ニハ金五圓ヲ贈與ス
- 第二十三條 準組合員カ三ヶ年以上組合費ヲ繼續納付シタル者ニシテ自己ノ都合ニ依リ退職シタル場合ニハ金貳圓ヲ贈與ス
- 第二十四條 組合員カ傭主ノ都合ニ依リ他工場ニ轉動セラル、場合ハ金五圓ヲ贈與ス
- 第二十五條 組合員カ傭主ノ都合ニ依リ解雇セラレタル場合ハ金貳拾圓ヲ贈與ス
- 第二十六條 理事ハ組合員又ハ準組合員ノ退職又ハ解雇若クハ轉動ノ理由如何ニ拘ラス其ノ組合員又ハ準組合員カ本組合ニ特ニ功勞アリタルモノト認ムル者ナル時ハ委員會ノ協賛ヲ經テ積立金若クハ維持費ヨリ相當ノ金額ヲ支出シテ贈與スルコトヲ得
- 理事ハ前項ノ金額ヲ贈與スルノミナラス幹事會ノ承認ヲ經テ全組合員及ヒ準組合員ヨリ相當義捐金ヲ募リテ贈與スルコトヲ得
- 前二項ノ規定ハ他ノ條項ノ適用ヲ妨ケス
- 第二十七條 組合員カ火災ニ罹リタル場合ハ金五圓ヲ救済ス
- 第二十八條 組合員カ一ヶ年以上組合費ヲ繼續納付シタル者ニシテ出産ノ爲メ休業シ又ハ兵役ノ爲メ新タニ入營シ若クハ出征スル場合ニハ金參圓ヲ贈與ス
- 第二十九條 組合員又ハ準組合員カ第十五條第十六條ノ救済ヲ受ケンカ爲メニ故意ニ休業日數ヲ延長シタルモノト幹事會ニ於テ決議シタル場合ニハ之レヲ適用セス
- 第三十條 組合員及ヒ準組合員ノ退職ハ第二十條第二十一條ヲ適用スルノ必要ナキモノト幹事會ニ於テ決議シタル場合ハ之レヲ適用セス
- 但シ第二十二條第二十三條ノ適用ヲ妨ケス
- 第三十一條 第二十二條乃至第二十五條ノ規定ハ其ノ原因ハ組合員及ヒ準組合員ノ不正行爲ニ起因スルモノト幹事會ニ於テ決議シタル場合ニハ之レヲ適用セス

- 第三十二條 第十九條第二十九條第三十條ノ規定ハ醫師ノ診断ノ如何ニヨリテ其效力ヲ妨ケラル、コトナシ
- 第三十三條 組合員及ヒ準組合員ハ第十九條第二十九條第三十條第三十一條ノ幹事會ノ決議ニ基ツキ其ノ適用ヲ受ケサル場合ト雖モ絶對ニ抗議ヲ爲スコトヲ得ス
- 第三十四條 本規則ヲ改正又ハ増補セントスル時ハ理事ハ委員會ヲ招集シ四分ノ三以上ノ協賛ヲ經ルコトヲ要ス
- 第三十五條 本規則ハ大正七年七月一日ヨリ實施ス

附 言

本規則ハ大正八年十一月改正ヲナシ大正九年一月ヨリ改正條項ヲ實施スルモノトス

三 罷業の發端

罷工の端は六月二十七日付押上工場が職工赤石春吉、田村勝三の兩名を餓首せるに發せり。赤石と田村とはともに紡織労働組合幹事たりしが月の初旬會社に對し匿名の書狀を發したり。書狀の内容は物價の騰貴と生活困難を訴へ會社に對し威嚇の意を諷せるものにて、文の一端某工場の消失に觸れたる點あり、會社は直に之を向島警察署に致し、向島署の嚴重なる捜査は遂に兩人の所爲なることを探知したり。加藤向島署長は此事實を深く咎めず、説諭と不起訴處分の副申を以てすると共に、結果を押上工場に通告したるが、押上工場長佐々山寛一氏は此通告を楯として兩名を解雇したり。佐々山氏は此匿名書狀の内容を以て社會の公安を害する由々敷不逞事として人に語り刑事犯人を工場に置く能はざるを理由とせるが、組合側は單なる待遇改善の要求なりとなし向島署の不起訴處分を以て事態